

居宅介護・同行援護重要事項説明書

(令和 6年 4月 15日現在)

1 事業者の概要

名称	有限会社 ケアシス		
法人種別	有限会社		
法人所在地	東京都葛飾区亀有三丁目16番15号 1階		
電話番号	03-5629-5177		
代表者氏名	代表取締役 勅使河原 潤		
法人の沿革・特色	平成14年介護保険指定事業所、平成18年指定居宅介護事業所を設立以後、高齢者、障害者の地域での生活の支援を目指す		
法人が所有する 営業所の種類・数	介護保険法指定介護支援事業所	1ヶ所	
	介護保険法指定訪問介護事業所	1ヶ所	

2 事業所の概要

事業所の名称	オリーブ介護サービス 亀有		
事業所の所在地	東京都葛飾区亀有三丁目16番15号 1階		
事業所の電話番号	03-5629-5177		
サービス提供 地域	葛飾区、足立区		
営業時間	月～金 9時～18時 その他、提供時間は応相談させていただきます。		
事業所番号	1312200569 (平成18年10月1日指定)		
運営方針	「この地域で暮らしたい」の願いを支えていくことを目指します。		
自己評価の実施 状況			
第三者評価の実 施状況			
職員への研修の 実施状況	毎月1回、介護技術の研修を実施		

3 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤 (人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
管理者	1			介護福祉士
サービス提供責任 者	3		3	介護福祉士・同行援護従業者研修修了者
訪問介護員	5	16	5	介護福祉士・2級課程修了者・初任者研修修了者・
事務員	1		1	

4 主たる対象者

障害者総合支援制度の居宅介護・同行援護サービスの受給者

5 提供するサービス

(1) サービスの内容

① 身体介護

食事介護	食事の介助を行います。
入浴介助・清拭	入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）・洗髪等を行います。
更衣介助	衣服の着脱を介助します。
排泄介助	排泄の介助、オムツ交換を行います。

② 家事援助

調理	食事の用意・片づけを行います。
衣類の洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います
買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います

③ 通院介護

通院等介助 (身体介護を伴う)	通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動の為介助、通院先等での受診時の手続・移動等の介助（院内介助を要する場合）を行います。

④ 同行援護

外出介助	視覚障害により移動が困難な方に、外出時において移動その他必要な援助を行います。
------	---

⑤ その他のサービス

介護等の相談	
--------	--

(2) ヘルパーの禁止行為

- ① 利用者に対する暴力
- ② 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く）
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス
- ④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（庭の手入れやペットの世話等）
- ⑤ 居宅介護（身体介護、家事援助）における外出や単なる見守りのサービス

6 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

サービスに係る利用者負担額は、各区市町村が定める利用者負担上限月額（サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。サービスに要した費用と利用者

負担額の目安は【重要事項説明書別紙】に定めた通りです。

また、サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付として事業者が受領します。なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第31条により特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額となります。又、同一世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用する利用者がある場合で、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減される場合も有ります。

(詳しくは、お住まいの区市町村にお尋ねください。)

利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、2人対応を区市町村が認める場合で利用者から同意を得て、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。

(2) 介護職員処遇改善加算の算定については【重要事項説明書別紙】別紙参照。

※事業者が利用者に代わり区市町村から受領した介護給付費の額については、代理受領請求明細にて利用者に通知します。

(2) その他の料金

食事代	契約書別紙に基づき、料金の負担をお願いします。
施設使用料	契約書別紙に基づき、料金の負担をお願いします。

(3) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。

それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業員がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。 キャンセルの場合は、至急ご連絡ください。

- ・ご利用の前日（土・日曜・祝日を除く）午後6時までにご連絡いただいた場合 → 無料
- ・上記時間までにご連絡いただけなかった場合 → 1,000円

(5) その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(6) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月15日までに請求しますので、27日までにお支払ください。

支払いは、原則として口座自動振替でお願いします。ただし、自動振替ができない場合は、現金集金または振込みでお願いします。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 居宅介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者が当事業者に対し7日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為・暴力行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 介護職員の不足等、適正な援助が行えないと判断された場合や、当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 居宅介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③ 利用者が亡くなった場合

8 サービス提供における事業者の義務

感染症の予防及びまん延防止のため次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- (2) その他、感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催・指針整備等）

9 虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族から苦情処理体制の整備
- (3) その他、虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市

町村に通報するものとします。

10 身体拘束等の禁止

事業所は、利用者の生命及び身体の安全を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。

- (1) 身体拘束等を行う場合は、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (2) 身体拘束等の適正化のため対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
- (3) 身体拘束等の適正化のため指針を整備します。
- (4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

11 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法によりハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じます。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他、ハラスメント防止のために必要な措置

12 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的開催するなどの措置を講じます。

13 その他運営についての留意事項

- (1) 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、また業務体制を整備します。
 - ① 採用時研修 採用後3か月以内
 - ② 継続研修 年2回
- (2) 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
- (4) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ケアシスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

14 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

--	--

15 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	

電話番号	
主治医氏名	

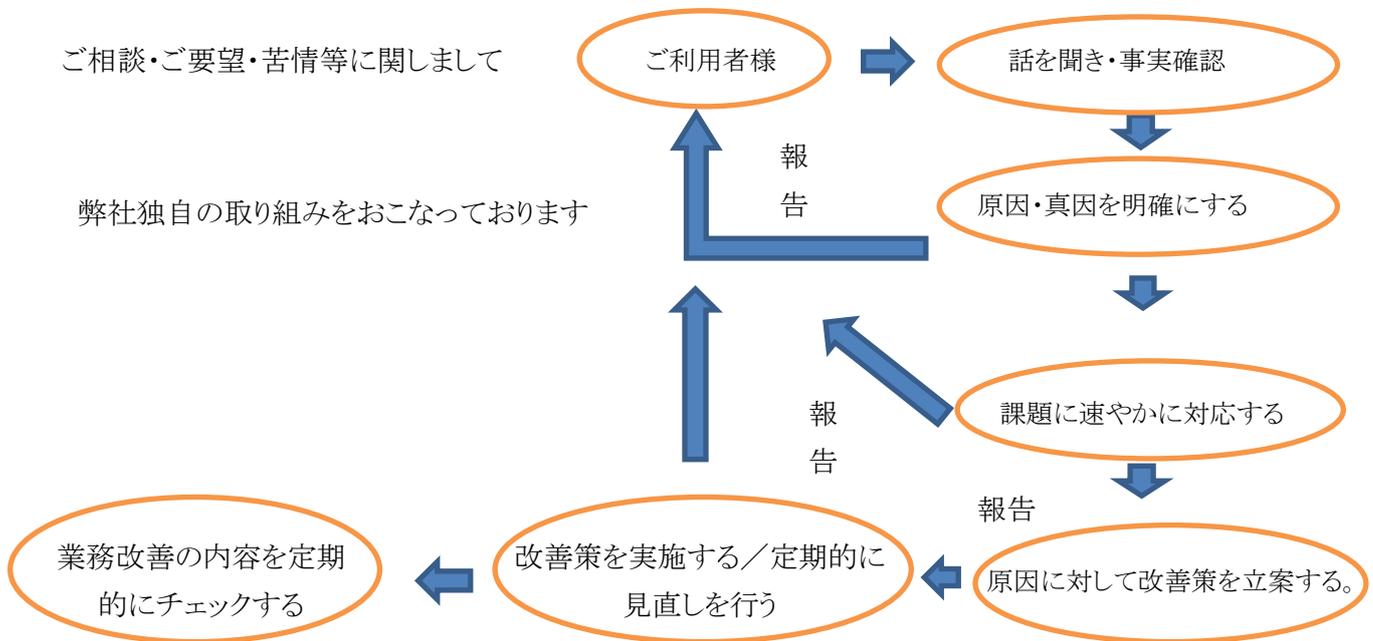
【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

16 この契約に関する相談・苦情窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	狩野 仁美
電話番号	03-5629-5177
受付時間	月～土 9時～18時



当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	葛飾区福祉部障害福祉課 身体障害者相談係
電話番号	03-5654-8628
受付時間	月～金 9時～17時

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金 10～16時

17 虐待防止のための措置

利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに虐待を受けている恐れがある場合は直ちに防止策を講じ区市町村へ報告します。

虐待防止責任者	林 たまみ
---------	-------

令和 年 月 日

居宅介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 有限会社 ケアシス
(所在地) 東京都葛飾区亀有三丁目16番15号 1階
(名称) オリーブ介護サービス 亀有

(説明者) 氏名 _____

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者
(住所) _____

(氏名) _____

利用者自身が判断を下せない状況になった場合は、私が身元引受人として判断・対応します。
(契約時に於いて) 判断を下せない場合、下記の方をご契約者とさせていただきます。

(代理人または立会人等)
(住所)

(氏名)

ご利用者との関係 (○印)
親 族 (: 続柄)

成年後見人

代理人

※ 確認資料をお見せ頂く場合がございます。予めご了承ください。